

高等学校等就学支援金は、授業料の支援として、次の計算式による算出額の保護者(父母)の合計額で判定し、304,200円未満の世帯に支給されます。

**【計算式】市町村民税所得割の課税所得(標準)額×6%－市町村民税の調整控除の額**  
 ※政令指定都市に市市民税を納税している場合は「調整控除の額」に3/4を乗じた額

○ 支援金対象のご家庭は、下記1または2の支援金額となります

1. 算出額が304,200円未満の世帯  
 支援金 月額 9,900円 (基準額の支給)
2. 算出額が154,500円未満の世帯  
 支援金 月額 32,000円 (授業料分の支給 基準額+加算分22,100円)

○ 本校の高等学校等就学支援金受給者の内訳

(令和2年度1年生4月現在)

	支援金額	授業料負担額	人数	割合
対象外	0円	32,000円	18	13.5%
1. 基準額の支給	9,900円	22,100円	48	36.1%
2. 授業料分の支給	32,000円	0円	67	50.4%
合計			133	100.0%

○ 授業料等軽減事業によって入学金も一部軽減されます

保護者の課税所得(標準)額により算出された額の保護者の合計額(父母を合算)に応じて入学金の一部軽減が受けられます。

令和2年度 **軽減額 24,500円** (令和2年度 1年生67名に適用)

(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安 (年収は控除前の収入額)			
	子の人数	1. 基準額の支給	2. 授業料分の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	～約910万円	～約590万円
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約1070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円	～約740万円

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。  
 給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。